

## 奈良県告示第三百五十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和八年一月二十七日

奈良県知事 山 下 真

- 一 解除予定保安林の所在場所 吉野郡黒滝村大字寺戸六一二一一、六一二二一一及び六一三（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 火災の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅  
(「次の図」は、省略し、その図面を奈良県環境森林部森林環境課及び黒滝村役場に備え置いて縦覧に供する。)